

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成28年2月8日
開会時刻	午後2時19分
閉会時刻	午後3時04分
出席委員名	◎藤原清史 ○楠木宏彦 上村和生 北村 勝
	辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 上田修一
	中村豊治
	中山裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用について
	保育所保育料等の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について
	J T跡地の活用について
	第2期伊勢市健康づくり指針（案）について
	第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について
	伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について
	採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充について）《報告案件》
	管外行政視察の実施等について
説明員	情報戦略局長、情報調査室長、
	環境生活部長、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長
	医療保険課長、こども課長、高齢・障がい福祉課長、健康課副参事

協議経過

藤原委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用について」外4件について当局から説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

次に、報告案件として「採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充について）」の報告を当局から受け、聞き置くこととした。

次に、「管外行政視察の実施等について」を議題とし、協議の結果、管外行政視察を実施することし詳細については正副委員長に一任することと決定し閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午後2時19分

◎藤原清史委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように取りはからせていただきます。

また委員間の自由討議につきましては申し出があれば随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは「福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

本日は、御多忙の中、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、ただいま、委員長から御案内がありましたとおり、協議案件が6件、報告案件が1件の計7件でございます。

詳細につきましては、担当課から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

【福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用について】

◎藤原清史委員長

医療保険課長。

●中居医療保険課長

それでは、「福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用につきまして」御説明申し上げます。

資料1を御高覧ください。

まず1の目的でございますが、現在、障がい者・子ども・一人親家庭等を対象に実施しております福祉医療費助成事業におきまして、マイナンバーの独自利用を行うことにより、対象者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、2の効果でございます。

各医療費助成には所得制限を設けておりますため、転入者の資格認定に当たり、現行では、当該対象者の該当年度の課税権を持つ市区町村の所得証明書の提出をもって所得判定を行っております。

しかし、マイナンバーを利用することにより、自治体間の情報連携による所得確認が可能となり、新規資格認定及び年次資格更新の際の所得証明書の提出が省略できるようになります。

また、ほかの法定制度の運用とも整合しますことから、申請の際の市民の方々の混乱を防ぐことにもなります。

表は、提出していただいた所得証明書の実績件数でございます。

平成27年中の新規資格認定にかかる所得証明書の提出数は514件で、平成27年度の資格更新認定にかかる所得証明書の提出数は307件でした。各事業合わせて、年間で概ね800件程度の所得証明書を提出していただいております。マイナンバーを利用することでこれらが省略できるようになります。

次に、項目3でございます。

マイナンバー独自利用の根拠としましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に該当し、運用開始に向けまして、平成28年3月市議会定例会に係る関係条例の改正案を提出させていただきたいと考えております。

最後に、4の運用開始時期でございますが、平成29年1月から窓口での運用を開始し、平成29年7月から自治体間の情報連携を開始したいと考えております。

以上、福祉医療費助成事業のマイナンバー独自利用につきまして、御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【保育所保育料等の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について】

◎藤原清史委員長

次に、「保育所保育料等の算定における寡婦控除のみなし適用について」の説明をお願いします。

こども課長。

●藤原こども課長

保育所保育料等の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について御説明いたします。

保育所保育料は、子供の扶養義務者である父母の市民税額を基に算定しております。

市民税額を算出する際の所得控除のひとつとして寡婦控除がございますが、寡婦控除を適用する要件としましては、配偶者と死別、もしくは離婚したのちに婚姻をしていない者に限られており、婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める寡婦控除は適用されません。

このことから、同じひとり親家庭であっても、婚姻歴の有無によって保育料に差が生じる場合がございます。

そのため、保育料の算定において、税法上、寡婦控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦控除をみなし適用することとし、負担の公平化を図りたいと考えております。

寡婦控除をみなし適用することによる保育料への影響でございますが、12月末時点の保育所入所児童で試算しますと、5人の保育料が減額されることとなり、5人の合計で年額367,200円、平均しますと月額で6,120円の減額となります。

適用につきましては、平成28年4月分の保育料から適用したいと考えております。

なお、4の「その他」に挙げております利用者負担金や給付金等につきましても、保育料と同様に、寡婦控除をみなし適用していきたいと考えております。

以上、保育所保育料等の算定における寡婦（夫）控除のみなし適用について御説明いたしました。

御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

今回こういった案が出てきて、本来であればもっと早くやるべきだったんじゃないかなというふうに思います。

以前、最高裁等の判決の中で、配偶者のいない中で、子供を出産された方の最高裁の判決の中です、そういう子供と、実子と同じ扱いをするということになっておりました。そういったことで判決が出たことによってです、このみなし適用が本来であれば、もっと早くできたんじゃないかなというふうに思っております。

今回、1年ぐらい遅いかなという気がしますけど、こういった経過になった理由を教えてください。

◎藤原清史委員長

こども課長。

●藤原こども課長

委員仰せのとおり、平成25年の最高裁判決によって、法定相続分に関して判決が下されておるところでございます。

これを受けて伊勢市としましても、こういった保育所保育料等の算定において、みなし適用することを検討してまいりました。

一方で、こういった保育料の算定におきましては、国庫負担金の精算基準で算定方法が示されておりますことから、伊勢市においても同様の扱いとしながら、国に制度改正を求めてまいりました。

そのような中、平成27年度から本格施行されました子ども・子育て支援新制度、この制度におきまして改正されるということを求めてきたわけですが、国のほうでは、制度改正がなされなかったことから、伊勢市独自に平成28年度から適用しようというふうに考えたものでございます。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

こういうことはやっぱりきばきとやっていただきたいということがありますので、国がどうのこうのというよりは、市独自の考え方を持ってですね、やっていく必要があるかというふうに思っていますので、その点、これだけではないと思います。寡婦（夫）控除の関係を受けられるか、受けられないかということを考えてですね、税法だけで話をしてしまうとですね、見極められないところが、これ、教育民生委員会ですから、他には、ここの関係では影響がこう出ているという部分に関しては、出ていると思いますけれども、それ以外のところもですね、当局としては考えていくことを、これから連携してもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【JT跡地の活用について】

◎藤原清史委員長

次に「JT跡地の活用について」の説明をお願いいたします。

こども課長。

●藤原こども課長

JT跡地の活用について御説明を申し上げます。

資料3-1を御高覧ください。

本件につきましては、昨年12月17日に教育民生、産業建設両委員協議会において、「JT跡地の活用に係る要望について」と題し御報告を申し上げ、市といたしましては、保育所・子育て支援センターきらら館の園庭及び駐車場拡張のための用地が確保でき、併せて、民間事業者からの中心市街地活性化協議会への提案事業の推進が、三世代交流のモデル地区づくり、ひいては中心市街地の活性化に寄与するものと考え、同協議会からの要望を踏まえて、市による用地一括購入等、また特定施設入居者生活介護整備枠の110床の配分について、前向きに検討したいと考えている旨をお示しいたしました。

1に記載のJT跡地、3,852平方メートルを購入し、2の活用方法のとおり、約610平方メートルをきらら館の園庭及び駐車場拡張用地とし、残る約3,240平方メートルを仮称伊勢うらのはしメディケアセンター用地として民間事業者、大和ハウス工業株式会社に売却しようとするものであります。

きらら館の園庭及び駐車場整備の概要について、資料3-2をごらんください。

きらら館の園庭及び駐車場を拡張し、保育環境の改善と子育て支援センターの利便性を向上させるものであります。

園庭を100平方メートル程度拡張し、駐車台数を21台程度ふやします。

園庭整備、駐車場舗装、フェンス移設等の工事を行い、土地購入費を含めた事業費は5,376万2千円となる見込みです。

資料3-1にお戻りいただき、3の判断根拠をごらんください。

民間事業者に売却することに関し、市といたしまして、提案事業が、伊勢市中心市街地活性化基本計画に定められた事業として確実に進められるかどうか、提案のあった事業者、大和ハウス工業株式会社と、前回は、ひかりメディカルグループと御報告申し上げましたが、このグループ内の医療法人全心会でございまして、この2者について、専門家による経営分析、事業計画の検討等を実施いたしました。

まず、経営分析でございしますが、大和ハウス工業株式会社につきましては、上場企業であり格付投資情報センターの信用格づけにおいてダブリュエーマイナスの評価を受けており、信用力が高く、経営上の課題はないとの意見をいただいております。

医療法人全心会につきましては、平成25年6月期から平成27年6月期の3カ年分の財務諸表を対象として分析を行いました。

なお、分析を行うにあたっては、独立行政法人福祉医療機構が行った、同機構の融資先の財務諸表データを分析したレポートの数値を比較データとして参考にしております。

その結果、損益の状況につきましては、「平成25年6月期、平成26年6月期とも収益性は低いものであったが、平成27年6月期においては医業収益の増と医業費用の減により黒字化し、損益の状況は大幅に改善されている。」との分析結果が、財政状態につきましては、安全性を示す流動比率などの数値について、先ほど申し上げた福祉医療機構の比較データ、「これと比べて劣っているとは思われない。」との分析結果が出ております。

次に、事業計画の検討につきましては、仮称伊勢うらのはしメディケアセンター事業計画書について検討を行いました。

その結果、損益計算及び収支計算の検討につきましては、今後30年間の事業試算表、事業収支試算表について土地有効活用企画案の内容との整合性を検討した結果、特に指摘すべき事項はないとの検討結果が出ており、また、「大和ハウス工業株式会社は住宅建設の大手企業であり、医療介護施設を含む事業施設の建築、賃貸、管理運営を行っており、不動産投資計画策定の経験は豊富なものと思われる」との意見も付されております。

なお、特定施設入居者生活介護整備枠の110床分の配分につきましては、資料3-2の裏面の2をごらんください。

今回配分の要望があった場所は、買い物や病院、公共施設など生活環境が整った地域であることから、特定施設を整備することにより、隣接する保育所きらら館とともに三世代交流の拠点となると考えられ、また、安心して快適に生活できる住居を提供することが可能となり、介護が必要となった時でも住み続けることができることから、適当であると判断し、配分を行うものでございます。

以上のことから、提案事業がこれらの事業者により、問題なく遂行される見込みと判断いたしましたことを御報告申し上げ、今後、所要の手続きを経た上で、資料1に戻っていただきまして、4に記載のスケジュールに沿って、用地の購入等及び特定施設110床の整備に係る協議を進めてまいりたいと考えております。

スケジュールにつきましては、簡単に御説明申し上げますと、本年4月ごろ、大和ハウス工業株式会社から市に対して土地購入の申込みをいただきます。また、同時期に医療法人全心会から、特定施設入居者生活介護整備に係る協議書の提出がございましたら、市及び県により選定・協議を行います。施設の指定にあたりましては、サービス付高齢者向け住宅事業や他の介護保険サービスの事業などを行う複合的な施設でございますので、三重県指定分も含めて今後協議を行ってまいります。

5月から6月の間に、市は日本たばこ産業株式会社と土地売買契約を締結いたします。

市がリスクを負うことを避けるため、同日に大和ハウス工業株式会社と市との間で土地売買契約を締結することといたします。

市がJ Tから購入する価格につきましては、鑑定評価に基づき決定いたします。また、市から大和ハウスへの売却価格につきましては、市がJ Tから購入する価格の平米当たり単価をもとに算出した額に、分筆手数料等の諸経費を加算した額といたします。

J Tと市との売買契約の後、J Tの承諾を得て、6月ごろに、係る土地の伊勢市への所

有権移転登記を行います。

J Tから伊勢市への所有権移転登記完了の後、大和ハウスから市へ売却代金が支払われましたら、市からJ Tに購入代金を支払い、その後、市が大和ハウスへの所有権移転登記を行うこととしております。

そして、11月ごろに建物の建設に着工、来年5月ごろの建物完成を経て、6月から7月には、医療法人全心会が各種介護保険サービス事業等指定申請を行い、平成29年8月には、仮称でございますが、伊勢うらのはしメディケアセンター開設の運びとなっております。

当該施設につきましては、その概要を先般の協議会において御報告申し上げておりますが、今一度、裏面の5に記載いたしております。

また、6には伊勢市中心市街地活性化基本計画の一部を抜粋して記載いたしておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

以上、J T跡地の活用について、御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市健康づくり指針（案）について】

◎藤原清史委員長

次に「第2期伊勢市健康づくり指針（案）について」を説明願います。

健康課副参事。

●高村健康課副参事

それでは、「第2期伊勢市健康づくり指針（案）」について、御説明申し上げます。

資料4をお願いいたします。

今回は、11月の教育民生委員協議会で御協議賜りました第2期伊勢市健康づくり指針（案）の、パブリック・コメントが終了しましたことから、その結果を御報告させていただくものでございます。

パブリック・コメントの実施の概要ですが、資料4-1にお示しをしましたとおり、平成27年12月1日から平成28年1月8日まで、市ホームページへ掲載とともに、市内20カ所の閲覧場所を設け、意見募集を行いました。

その結果、4人の方から、8件の御意見をいただきました。

主な内容は、ウォーキングや関連事業について、歯の健康づくりにおける指標について、

グラフなど計画全体の表記について、がん予防の周知や啓発についてなど、貴重な御意見をお寄せいただきました。いただきました御意見は、今後の健康づくりの施策を進める上での参考とさせていただくとともに、詳細につきましては、2ページから3ページにかけて、「3. 意見内容及び市の考え方」として集約をいたしております。後程、御高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、3ページの「4. 意見募集結果による修正の有無」をお願いいたします。

いただきました御意見をもとに、わかりにくかった表現については、文章の修正とグラフの変更をさせていただきました。具体的には、計画（案）42ページの3行目から4行目にかけての文章を修正するとともに、グラフは、男女別・年代別のグラフから、お酒を飲む習慣についてのグラフと毎日飲む習慣がある人のうち、2合以上飲む習慣の有無について表すグラフへと差し替えを行いました。

修正を行います計画（案）は、4ページに抜粋をしてお示しをいたしております。

以上が、パブリック・コメントの実施結果につきましての御報告です。

本日ご協議いただきましたのち、計画を確定しまして、計画に沿って事業に取り組んでまいりたいと考えております。

御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

よろしいですか、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について】

◎藤原清史委員長

次に、「第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）について」説明をお願いします。
環境課長。

●出口環境課長

それでは、第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）につきまして御説明させていただきますが、申し訳ございませんけれども、1カ所訂正のほうをよろしくお願いいたします。

資料5-1の（3）、意見募集につきまして、平成28年1月15日、日が抜けておりました。申し訳ございません。訂正してよろしくお願いいたします。

それでは、第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）につきまして御説明させていただ

きます。

これは平成27年11月25日に開催された教育民生委員協議会の後に実施しました、パブリック・コメントの概要等を報告するものでございます。

それでは、資料5-1をごらんください。

「1パブリック・コメントの結果概要」につきましては、平成27年12月11日から平成28年1月15日までの1カ月間意見募集を行いました。その結果1名から4件の御意見をいただきました。

御意見の内容、及び市の考え方につきましては、資料5-2にまとめさせていただきましたので、御高覧いただきますようお願いいたします。

「2修正について」でございますけれども、今回のパブリック・コメントを受けて、計画の内容の修正が必要となる箇所はございませんでした。

本日の御報告後、計画を最終確定し、議員の皆様へに配付させていただくとともに、広く市民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、第2期伊勢市生活排水対策推進計画（案）につきまして御説明をさせていただきました。

何とぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について】

◎藤原清史委員長

次に、「伊勢市公共施設等総合管理計画（案）について」の説明をお願いします。
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、伊勢市公共施設等総合管理計画（案）につきまして御説明を申し上げます。
資料6をごらんください。

本件につきましては、去る11月25日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました本計画（案）について、パブリック・コメント及び市民向け説明会で頂戴した御意見を報告し、それらに伴います案の修正内容について御協議いただくものでございます。

まず、資料6-1でパブリック・コメントの結果について御報告いたします。

パブリック・コメントは12月11日から1月15日までの期間で行い、1名の方から御意見

を頂戴しました。

頂戴した御意見は3点ございまして、意見1と2は目標値の設定と目標達成の手段に関する内容でございます。

計画案では、右の市の考えにも記載しておりますとおり、計画期間における更新等費用の見込額と、充当可能額との差額を目標値とし、目標達成の取り組みは、更新等費用の抑制と充当額の確保の双方から進めるとしております。

頂戴した御意見では、目標達成の取り組みを更新等費用の抑制の一方だけとする誤解を招くとの御指摘でございましたので、意見1に対する市の考えとしましては、御提案いただきました文案を踏まえまして、更新等費用の抑制と充当額の確保の双方からの取り組みで目標値をゼロにすることを目指す旨、記載する修正を行いたいと存じます。

また、意見3は、公共施設建設直後にこの種の計画を策定すべきではなかったのかとの御意見をいただきました。

この点につきましては、計画（案）に記載しておりますとおり、今後は、事後保全ではなく予防保全の考え方による維持管理を行い、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図ってまいりたいと存じますし、市営住宅や橋梁、トンネル等につきましては、すでに長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行うこととしているものでございます。

次に、市民向け説明会で頂戴した御意見を御報告いたしますので、資料6-2をごらんください。

説明会は、市内4カ所で開催し、合計47名の方に御参加いただきました。

頂戴した御意見の概要は、大きく5つの区分に整理できますが、総合管理計画案につきましては、これから集中と選択が必要だということはよくわかった、計画をしっかりと進めてほしい、負担が後で回ってくるのではないよう計画を実行してほしいとの御意見のほか、計画に具体性がない、計画を市民にわかりやすく簡素化できないのかとの御意見をいただきました。

実施計画につきましては、個々の施設についての計画を早く出してほしい、個々の施設の今後については、市である程度の判断をして示してもらいたい、個々の施設の計画は、地域や市民に相談をして決めてほしいとの御意見のほか、実施計画の策定にあたって、施設が市民生活の向上を目的に建てられたことを踏まえること、障がい者などの生活弱者の利用する施設についての配慮を御意見としていただきました。

その他、進め方、組織体制などについて御意見をいただきましたので御高覧いただきたいと存じます。

最後に、これらの御意見をもとにした計画（案）の修正について、資料6-3で御説明をいたします。

まず、パブリック・コメントをもとにした修正としまして、計画（案）の20ページにおいて、変更後の網掛けのとおり、更新等費用の抑制と充当額の確保の双方からの取り組みで、目標値をゼロにするとの内容を追記することと、そのページの下段の表中の項目名であります目標値にゼロを目指す差額との表現を追記いたします。

また、裏面をごらんいただきまして、数字の訂正としまして計画案の34ページにおいて、第5章に記載しております集会施設2施設の利用者数を修正させていただき、そのほか、

計画内容の変更には至らない表現の体裁を整えるための字句等の修正を行わせていただきます。

そしてこの後は、本日頂戴する御意見等も踏まえまして、年度内中に計画書としてまとめさせていただきます。

なお、計画書が整いましたら、議会のほうへお届けさせていただきますので、御確認いただきたいと存じます。

以上でございます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【採択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備・拡充について）】

◎藤原清史委員長

続いて報告案件に入ります。

「選択請願の処理の経過について（福祉事業所の整備拡充について）」の報告をお願いいたします。

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長。

平成26年9月市議会定例会におきまして採択をされました「平成26年請願第3号福祉事業所の整備・拡充を求める請願」の処理経過につきまして御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料7を御高覧ください。

請願第3号は、10月1日開会の教育民生委員会におきまして採択すべしと決定され、執行機関へ送付の上、その処理の経過及び結果の報告を求めることとされました。

その後、7日開議の本会議におきまして採択された後、平成26年10月10日付けで市議会会議規則第134条の規定に基づき市長に送付され、その処理経過及び結果の報告を求められております。

本日は、教育民生委員協議会の皆様にその処理経過について御報告を申し上げるものでございます。

係る請願は、市内に特別支援学校卒業生の日中活動の場の確保を求める請願であり、特に民間事業者の参入が進みにくい重度の知的障がいのある人が通所する生活介護事業所の整備は喫緊の課題でございました。

平成26年12月12日、及び平成27年8月27日開会の教育民生員協議会において、本請願の処理の経過として施設整備計画の進捗状況を御報告してまいりましたが、この度、特定非営利活動法人暖家により生活介護施設「かすみ草」が平成28年4月より開設し、利用定員30人の拡充が図られる見込みとなりました。

また、平成26年度以降、就労継続支援A型事業所は1カ所、就労継続支援B型事業所は2カ所開設され、利用定員46人の拡充が図られていますが、今後も、障がいのある人が住み慣れた地域でライフステージに応じて自立した生活ができるよう、日中活動の場の確保に努めてまいります。

以上が福祉事業所の整備・拡充を求める請願の処理についての経過の御報告でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの報告につきましては報告案件でございますが、御発言がありましたらお願いいたします。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

これは、進められてきた中でですね、国の補助金が削られることもあってですね、短期入所というところがなくなったと、2階建てのものが1階建てになってしまったというところで、今現在、伊勢市が抱えておる問題でですね、この問題で、どの程度のことか、今これでできたかということがわかれば、ひょっとしてもっとたくさんの方がですね、望まれておるんですけど、ないとかですね、特に今回短期入所というのは4人分割られたわけですが、そういう施設があるのかどうかということも含めて教えていただければと思います。

◎藤原清史委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの品川委員の御質問にお答えをいたします。

今、伊勢市が抱えている課題というのが、どういうものが不足していて、どういう状況であるかという御質問についてでございますが、まず、障害福祉計画、今年度から3年間の障害福祉計画の中で、喫緊の課題としておりますのが生活介護、それから短期入所、こういった施設がまず第1点でございます。

今回のこの請願に関連をいたします生活介護の施設といたしましては、今回30名の充足が図られるということで、いったんは30名増員とはなりますが、今後も、現状といたしまして、7カ所の生活介護を提供している施設がございますけれども、実際にまだ市外に行

っていらっしゃる方がみえたり、あるいは、施設がないために、回数を制限していらっしゃるったり、あるいは、実際には生活介護という重度の支援が必要な方ですけれども、B型、継続支援B型という別のサービスを利用しているといったいろいろな課題がございますことから、この生活介護につきましても、今後もさらに充実を図っていかねばならないと考えているところです。

また、委員仰せの短期入所についてでございますが、短期入所というのは、例えば保護者の方が病気になったり、急遽、その障がい者の方を宿泊して見ていただくようなサービスでございますけれども、知的障がい者の短期入所の施設というのが済美学院さんのみでございます。

そのような状況でまず短期入所の施設というのが喫緊の課題であるということでございます。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

短期の入所の考え方ですけれども、今、老人のほうと合わせて進めていくというところは聞いておるんですけど、そのこのところだけ単独でやるのか、そちらのほうとあわせてやっていくのかというところが、方向性がね、どんなにか、ちょっと聞きたいと思います。

◎藤原清史委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

短期入所につきましての考え方でございますが、まず第一義的には、障がいのある方の短期入所施設を整備していくことが第一義的には考えておりますが、委員仰せの、今後、高齢者の施設でのサービスの利用ということも、また、今後の課題として、進めていかねばならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。暫時休憩いたします。

(午後 2 時54分 休憩)

(午後 2 時55分 再開)

【管外行政視察の実施等について】

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「管外行政視察の実施等について」を御協議願います。

本件につきましては、継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合には、3月定例会での議決が必要となりますことから、きょう御協議をお願いするものでございます。

まず、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いします。

中村委員

○中村豊治委員

やりましょう。

◎藤原清史委員長

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

管外視察については6月定例会までに実施することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

それではですね、6月定例会までに管外視察を実施するということで決定いただきましたので、視察目的が御発言ありましたらお願いいたします。

上田委員。

○上田修一委員

継続の内容に一致すると思うけど、前回ですね、社会福祉大会で聞かせていただいたCSW、伊勢市はまだ、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーというものはおられないということでこの辺をちょっと聞きにいったらどうかなと。過去に公明の吉井さんが1名で視察へ行っているのですが、全体としては聞いておく必要があるのかなと思って、その辺のところは前回の社協の大会で講演されたものはどうですかという提案をしたいんですけど。

◎藤原清史委員長

地域包括ケアシステムの件ですね、そうですね。
継続調査というのが病院、違うの。
暫時休憩します。

(午後 2 時57分 休憩)

(午後 3 時01分 再開)

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。
視察目的、視察先、日程等詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
以上で本日御協議願います案件は…、品川委員。

○品川幸久委員

管外視察についてはですね、今決めていただいたんですけど、前回の中山委員長のとき
にですね、大湊の中学校とか、英語の教育とか見ました。

また、藤原委員長のほうでもですね、例えばの例を出すんですけど、給食センターも建っ
たときは私ども見せてもらったんですけど、これから小俣さんも二見さんも御菌さんもみ
んなするとか、今の状況がどうであるとか、まあ例えばできるかどうかわかりませんけれ
ども、この間から給食問題で何回も異物混入というところで、米飯のほうもあるんでね、
そういうところも視察ができるのであれば、管内視察として実施していただければありが
たいかなと、またこれは皆さんにお諮りしていただいてですね、一考していただくとあり
がたいかなと思います。

◎藤原清史委員長

管内視察として。

○品川幸久委員

管内視察ですね。

◎藤原清史委員長

管外じゃなしにね。

○品川幸久委員

管内ね。この間、総務のときは防災の施設とか、ああいうのを視察しましたし、合併してから10年経ってね、給食センターもどうなっておるのかなという思いもあるんで、そういうことも含めて、何か管内で見ておかないかんところがあったら委員長のもとで決めていただいてですね、やっていただければありがたいかなと思います。

◎藤原清史委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

賛成です。今回ですね、委員会のメンバーの構成メンバーもだいぶと変わったということもありますので、その点も含めてやっぱり教育民生委員会に初めて来られた方も見えますので、そういう方も含めて、管内の行政視察という形では、管内視察は大事だと思いますので、その辺も全部諮っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎藤原清史委員長

それから申し遅れました。

一応、正副委員長に一任ということで決めていただいたんですけども、もし、希望の視察先等がありましたら、2月15日までに、正副のほうに、それは管外です、お願いしたいと思います。

他に発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。

閉会 午後3時4分